

第8回 定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年8月28日(火) 午前9時28分から午前10時43分
2. 開催場所 都農町役場本館会議室
3. 出席委員 1番 土工 武徳 2番 森川 真由美 3番 丸小野 美佐子 4番 三輪 篤志
5番 黒木 照男 6番 山口 安彦 7番 河野 通廣 8番 増崎 公敬
9番 黒木 博 10番 黒木 満 12番 江藤 芳浩 13番 黒木 直子
14番 河野 良一 15番 塩月 傳三 16番 江藤 美智也
4. 欠席委員 11番 黒木 定雄
5. 議事日程
 - (1) 会長あいさつ
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 会期の決定
 - (4) 諸報告
 - (5) 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画(所有権設定)の決定について
 - 議案第5号 非農地証明の決定について
6. その他
 - 農用地利用配分計画の認可について(報告)
 - あっせんの申出について
 - あっせん委員の指名について
 - 賃貸借権等の合意解約について
 - 農地パトロール報告(4班)
7. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 河野 浩二
 - 事務局長補佐 辰野 藤徳
 - 農政係長 吉川 理恵
8. 会議の概要

1. 開会

○局長

ご起立ください。

ただ今から、第8回定例農業委員会総会を開会いたします。
一同礼。

○議長

改めましておはようございます。第8回の定例総会ということですがけれども本日は11番委員がですね、農協のほうの監査ということで欠席の届けがきておりますが、その他の皆さん方には全員出席ということでありありがとうございます。この8月の後半に入りまして、本当に天気のほうがままならんというようなことで大変苦勞されてるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、この後はかなり落ち着いてくるんじゃないかなとも思っておりますけれども、まあ、なんと言いましても日中の温度が本当に35、6度というようなことで体のほうには十分注意をしていただきたいというふうに思っております。

本日は議案は割と少ないわけですが、議案に対しまして慎重に審議のほうをよろしくお願い申し上げまして、簡単ですけど挨拶といたします。

2. 議事録署名

委員の指名

○議長

それでは、「議事録署名委員の指名」を行います。

都農町農業委員会会議規則第13条の規定により議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、本日の議事録署名委員を7番委員と8番委員をお願いいたします。

なお、本日の書記は事務局の辰野補佐と吉川係長の両職員をお願いいたします。

3. 会期の決定

○議長

次に「会期の決定」ですが、本日1日限りで異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということで、会期は本日1日限りと決定いたしました。

4. 諸報告

○議長

それでは「諸報告」を行います。

(省略)

以上で「諸報告」を終わります。

5. 議事

○議長

それでは、「議事」に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 別紙のとおり農地法第3条に規定による許可申請の許可を求めます。ということで挙がっ

ておりますけれども、整理番号3（受付番号17）の合意解約の報告を先にお願いをいたします。

○局長

※賃貸借権等の合意解約について局長が朗読。

（内容省略）

以上です。

○議長

はい。以上、合意解約の報告が終わりました。それでは整理番号1～3（受付番号15～17）までは借主が同じですので一括で提案いたします。

○局長

※整理番号1～3の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：■■■■■

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【経営状況】労働力：3人 経営面積：15,484㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：2,150㎡

・整理番号2

【申請者】借受人：■■■■■

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【経営状況】労働力：3人 経営面積：15,484㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：田

総面積：1,300㎡

・整理番号3

【申請者】借受人：■■■■■

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【経営状況】労働力：3人 経営面積：4,589㎡

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：田

総面積：4512㎡

○議長

はい。事務局から終わりましたが、この借受人の■■■■■さんにつきましては、別紙で先ほど配られたかと思えます。では、事務局説明をお願いします。

○局長

別紙朗読

○議長

はい。事務局から終わりましたが、■■■■との関連会社というように捉えかたでいいかなと思いますが、担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

今、あの話がありましたとおり私も同じようなことを聞いておりますので、重複しているところは避けたいと思います。■■■■さんはですね、■■■内で事業を展開している会社です。今回、初めて宮崎県内に、事業を展開するということで都農のほうに入って来られました。その理由は先ほどありましたように■■■■のほうからいろいろ話し合っただけで出資もしているというようなことで土地の案内があったということでございます。借用期間とかについてですね、確認しましたところ、できれば長くしたいけども、今回の成績を見てということで考えておるそうです。今後についてもよければ、拡大をしていきたいような希望はあります、ということでありました。

事業内容としては白菜、キャベツの生産・販売をしていきたい。でも9月にもう植付けをしたいというようなことで急ぎのようでもございました。先ほど担当の方と話しましたが先日、■■■さんが一応都農の担当ということで現在臨時雇用を3名確保しているということでもございました。先ほどの機械等、トラック等については■■■■から借用するということを確認しております。その関係もございまして■■■■にも聞き取りしましたところ同じような話でもございましたので間違いはございませんでした。事業所は■■■■の中にあるということでもございますので、そういうことからしますと生産法人としてですね。やられるということからして、問題はないかなというふうに私は感じております。以上です。

○議長

はい。担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

■■■■さんは、地元の■■■でも耕作されておられて、耕作証明も出ております。昨年度の損益計算書もいただいておりますけど、売上も■■■■以上あるということでもですね。売上の体制としては■■■■のようなやっばり、あの、末端の生産のほうからそれを集めてそれから主に大きいところ3社ぐらいにですね、出荷をされるということでもですね。そういう役割を担っているようです。一般農業法人ですけど賃借であれば全国どこでも可能ということでもですね。今はですね、契約の場合解除条件がつけてあればOKになりますのでご審議をお願いいたします。

○議長

はい。担当委員と事務局からの補足が終わりましたが、意見がありましたらお願いいたします。

○6番委員

議案書では移動区分が賃貸借になってるんですけど、こちらの説明書のほ

うではイのところに取得予定。取得と賃貸借とどちらが正しい。ここですね。イ取得、取得と書かれてる。

○事務局 取得ではないですね。借ります。

○6番委員 これは間違いですね。

○事務局 はい。

○議長 賃貸ですね。
他にはありませんか。

(質疑なし)

無いですか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

整理番号の1～3番まで全員ですので許可といたします。
以上議案第1号は全件許可といたします。
それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請の承認を求めます。ということで挙がっております。
整理番号1（受付番号21）をお願いいたします。

○局長 ※整理番号1議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■
譲渡人：■■■■■ 外1名
【移動区分】売買
【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：1,006㎡
【転用目的】農業用倉庫
【施設概要】倉庫145㎡、倉庫30㎡
※事業計画書添付

○議長 はい。事務局から終わりましたが、これは担当委員は。

○6番委員 ■■さんに電話で問い合わせをいたしました。こういったケースでよくあるのが後で他に転用されたりすることがありますので、着工と完成の日を聞きましたところ、年内に完了するということですので、まず、大丈夫かなと

思いました。その持ち込む資材に対しまして臭い等が発生したら近隣の迷惑になると思いましたが、おがくずと石灰であるので臭いはない。飼料は持ち込まないというようなことでありました。周りは住宅に囲まれておりました付近の農業に対する影響はほとんど無いと思われまます。雑種地に変換されても問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい。担当委員から終わりましたけれども、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。立地基準につきましては第1種農地になろうかと思いますが、周辺に住宅等がありまして農地が分断される形ではありませんので、集落接続の形になるかと思ひます。農業用施設ということで申請されておりますので問題ないかなと思ひます。一般基準につきましても資金のほうもですね。自己資金で対応するということですね、土地代■■■、その他入れまして合計で■■■ぐらいで計画をされているということです。以上です。

○議長

はい。担当委員と事務局から補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので承認といたします。

それでは整理番号2～4（受付番号22～23）までは関連がありますので一括で提案いたします。

○局長

※整理番号2～4の議案書を局長が朗読。

・整理番号2

【申請者】譲受人：■■■■ 共有持分2分の1

譲渡人：■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：163㎡

【転用目的】進入路

【施設概要】進入路

・整理番号3

【申請者】譲受人：■■■■■ 共有持分2分の1

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：163 m²

【転用目的】進入路

【施設概要】進入路

・整理番号4

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】贈与

【土地表示】字：■■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：489 m²

【転用目的】一般個人住宅

【施設概要】住宅 121.50 m²

※始末書添付

○議長

はい。事務局から終わりました。それでは担当委員からの説明をお願いいたします。

○10番委員

■■■さんに関してはですね、今始末書であったとおりであります。また、■■■さんが説明であったとおりで■■■さんの孫にあたります。孫への贈与ということでもあります。■■■■■さんはですね、奥さんと子供2人、4人家族であります。■■■さんが勤め先が■■■■■、あの、線路や枕木の管理をする会社であります。そこに高校卒業後からですね、8年間勤務されております。私も小さい頃から■■■さんを知っておりますので大変真面目な方です。■■■さんもですね、中学校までこの■■■で暮らしておりますので家を建てるのであれば■■■に建てたいということですね。この話が進んだようでもあります。以上で、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

○議長

はい。担当委員から終わりましたけれども、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局

はい。この場所の立地基準につきましては第1種農地になろうかと考えられます。周辺に住宅があるのですが、県のほうに確認をして進めてきたわけですけど■■■■■さんの自宅の横に自分の農地があって、その中に建てるということですね。同一人物の畑の中に建てるということなので住宅が接してはいないんですけど集落接続の形でとれるということですね。確認をいたしております。一般基準につきましても資金のほうについては、融資を受けまして、あとは排水等になるんですけど、この転用した道路を通過してですね。地下に、下のほうに埋設して排水を流す、浄化槽及び雨水をですね。その分はそちらの側溝に流すということで確認しています。以上です。

- 議長 はい。担当委員と事務局から補足が終わりましたけれども、意見がありましたらお願いいたします。
- 4番委員 ちょっと教えて下さい。
これ、土地の進入路は163㎡、全体で163しかないわけですがね。これ2名分合わせると300になるもんだから。300を超えるから。あれ、共有地。
- 局長 共有持ち分です。
- 4番委員 共有持ち分ですね。
- 事務局 はい。163の、面積は163ですね。
- 4番委員 そしたら、この22、例えば議案書の2、3のやつどっちか共有地とそういう書き方じゃいかんとですかね。例えば■■■■外1名とか。なんか、勘違いしそうなかんじして。一瞬あれ、と思って。14ページの始末書も163で出ているもんだから。あら、と思って、思ったところですから。ちょっと私が勘違いしとったかなと思っておりますが。
共有持ち分ならこれ議案で2つ書かにやいかんかちゅう。逆に言えばね。
- 事務局 元々あった土地を共有にされるので、今から1人ずつ申請を。
- 4番委員 区分するわけ。
- 事務局 してるていう、申請では2枚挙がってきているのでそのとおり。
- 4番委員 そしたら面積が違うな。
- 局長 一緒です。
- 事務局 面積は一緒です。
- 4番委員 163ずつ。いや、混合。混合した時にそれならこの議案書の面積が違ってくるわ。
- 事務局 面積はこのままで所有者が■■さんと■■さんと2人になるということです。
- 4番委員 そういう理解するわけ。ほんならいいわ。ちょっと、あれ、と思って。
- 事務局 本来なら■■■■さんは自分の分は4条という形になるのですが、5条

でやる場合はこの形の申請になると。

- 4番委員 そしたら共有、共有ちゅうことですね。いずれにしても、連名か小分けすれば少しずつ面積を減らしてということですね。今後やられる話としては。
- 局長 違います。地番がですね。整理番号2の土地の表示のところにありますけども■■■■が1筆で、そこに持ち分が■■さんと■■さんと2名で共有ですよ、ということなのですよ。
- 4番委員 そういう意味。そういう理解か。
- 局長 はい。
- 議長 いいですかね。他にはないですか。
- 12番委員 すみません。ちょっと分からんとですけど、この■■さんから■■さんに贈与というのはどういうふうに考えればいいですかね。私はちょっと分からないんですけど。本人から本人に贈与ということですよ。
- 事務局 持ち分が元々■■さんが2分の2あったのが2分の1。で、申請の仕方がもうそうなっているのでこの議案にはこういう上げ方になるのですが、本当だったら■■さんは自分の分だから4条で挙げるような形になるんですが、あと1人入ってきてるので5条でこの申請のやり方で。
- 12番委員 こういうやり方、書式上こういうふうにしなきゃだめだということですね。2分の1にすることによって。ちょっと意味が分からなかったものだからすみません。
- 議長 いいですか。他にはないですか。
- (質疑なし)
- それでは採決いたします。
整理番号2～4番、3件。同意される方の挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 全員ですので承認といたします。
以上、議案第2号は全件承認といたします。
それでは議案第3号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

それでは整理番号1～5（受付番号55～59）までは中間管理権の設定ですのでそれぞれ委員の皆さんが現場確認されておるとと思います。そういうことで一括で提案いたします。

事務局お願いいたします。

○局長

※整理番号1～5（受付番号55～59）の議案書を局長が朗読。

・整理番号1

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：田 面積：2,251 m²

【利用目的】飼料作物

【始期～終期】平成30年10月1日～平成40年9月30日（10年間）

・整理番号2

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外7筆 地目：畑

総面積：4,483 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年10月1日～平成40年9月30日（10年間）

・整理番号3

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：788 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年10月1日～平成40年9月30日（10年間）

・整理番号4

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）

貸渡人：■■■■■

【移動区分】賃貸借

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外1筆 地目：畑

総面積：603 m²

【利用目的】露地野菜

【始期～終期】平成30年10月1日～平成40年9月30日（10年間）

・整理番号5

【申請者】借受人：公益社団法人 宮崎県農業振興公社（宮崎市）
貸渡人：■■■■■
【移動区分】賃貸借
【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：畑
総面積：3,419 m²
【利用目的】飼料作物
【始期～終期】平成30年10月1日～平成40年9月30日（10年間）

22ページのほうに農用地利用配分計画（案）を載せております。以上です。

○議長

はい。事務局から終わりましたが、整理番号1～5番までについて意見がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

ありませんか。
無いようでしたら採決いたします。
同意される方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員ですので整理番号1～5番までを決定といたします。
それでは整理番号6（受付番号60）をお願いいたします。

○局長

※整理番号6の議案書を局長が朗読。

【申請者】借受人：■■■■■
貸渡人：■■■■■
【移動区分】使用貸借
【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番■ 外2筆 地目：田畑
総面積：5,086 m²（田：3,081 m²/畑：2,005 m²）
【利用目的】露地野菜
【始期～終期】平成30年8月30日～平成32年3月31日（2年間）

○議長

はい。事務局から終わりました。では担当委員からの説明をお願いいたします。

○8番委員

■■■■■さんと■■■さんは親子の関係でございましてさんは■■■■■に住んでおられます。専業農家で農業経営を今されておられて、今回の申請はですね。5、6年前に新規就農の農業者として認定を得ておるということで補助金等もいただいておりますというような関係がございまして、今回父の所有

農地をですね、使用貸借として借りるということでございます。そういうことで借地を含めて現在2丁あまり持っておられるということでございまして、できれば今後はもう増やして3丁ぐらいにしたいと思うことのようにございます。キャベツと千切り大根を主にして栽培をされています。農地の借用についてですね、意見がありましたのでご報告をしておきたいと思えます。

農家の個人で土地を借りる金と農家法人が貸付ける金額の差があつてですね、非常に農家の個人の分をそっちの法人のほうがとつていく価格が高いものですから、そっちにこう回されていってなかなか借り入れるのができないということもなんか言っておられました。そういうことがあつたので一応報告をしておきます。以上です。

○議長 担当委員から終わりましたが、事務局から補足がありましたらお願いいたします。

○事務局 もう、ほとんど担当委員が言われたとおりです。まあ、奥さんも一緒にやられているということでですね、頑張っておられるようです。以上です。

○議長 整理番号6番につきまして意見がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

ありませんか。

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

以上、議案第3号は全件決定といたします。

議案第4号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙の農用地利用集積計画の決定を求めます。ということで挙がっております。

事務局、お願いいたします。

○局長 ※整理番号1(整理番号8)の議案書を局長が朗読。

【申請者】譲受人：■■■■■

譲渡人：■■■■■

【移動区分】売買

【土地表示】字：■■■ 地番：■■■■番 地目：田 面積：2,520㎡

【利用目的】施設園芸

【売買価格】 ■■■■円

【支払方法】 口座振込

【移転時期・支払期限・引渡時期】 平成30年9月10日

○議長

はい。事務局から終わりました。これはあっせんですので担当委員のほうからの説明をお願いいたします。

○6番委員

この件につきましては私と16番委員の2人で行いました。8月10日に行いました。■■■■さんは体調が悪いため息子の■■■さんが出席されました。お互いの意見を初めに■■■さんのほうから伺いまして、金額はというと■■■■円ということになりまして、次に■■■■さんにお伺いしましたところその金額で結構です。ということで合意となりました。これにてあっせんが成立となりました。単価は、今事務局のほうで言われましたとおり2,520 m²で■■■■円。割り算をしますと■■■■円の単価になりました。以上、報告申し上げます。

○議長

はい。お疲れさんでした。以上、あっせん委員から説明がありました。報告がありましたけれども、何か意見がありましたらお願いいたします。

○4番委員

■■■■さんは何を作られます。栽培。ハウス。

○6番委員

トマト。

○4番委員

ハウストマト。

はい、はい。分かりました。

○議長

よろしいですか。

他には無いですか。

(質疑なし)

無いようでしたら採決いたします。

同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので決定といたします。

以上、議案第4号は決定といたします。

議案第5号 非農地証明の決定について 別紙のとおり非農地証明願の決定を求めます。ということで挙がっております。

整理番号1(受付番号3)からお願いいたします。

○局長

※整理番号1の議案書を局長が朗読。

【申請者】 ■■■■

【土地表示】 字：■■■ 地番：■■■■番■ 地目：畑 面積：236 m²

【事由】 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地

○議長

これは農地パトロールのほうから説明をお願いいたします。

○4番委員

■■さんところの申請地は、山に現況はなっております。ちょっと面積も少ないですしですね。やむをえないかなと思っております。

○議長

はい。農地パトロールの担当から説明がおわりました。それでは整理番号2(受付番号4)をお願いいたします。

○局長

※整理番号2の議案書を局長が朗読。

【申請者】 ■■■■

【土地表示】 字：■■■ 地番：■■■■番■ 外5筆 地目：畑
総面積：2,999 m²

【事由】 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地

○議長

事務局から終わりました。これも農地パトロールの担当から説明をお願いいたします。

○12番委員

あれはもうたぶん雑木が中まで、そばまで入って行ったのですが、周りがやっぱり、その、山林でかなり枝も刺し被ってるというか、被ってるという状況で中にも雑木が入って、やっぱり農地にするのはちょっと厳しいのかなという気がします。

○4番委員

元みかん園だったのでしょね。

○12番委員

たぶん。そして、入る道も分からなかったのですよ。

○4番委員

道はあるのですよ。

○12番委員

最初行ったところとは思うのですが、向こうももう入れる状態じゃないですね。

○4番委員

もう、今、ぼうぼう立っているからですね。笹が、腰ぐらい笹が入っているのですよ。

ただ、この面積が何筆もいっぺんにというのは初めてやからですよ。それだけ。担当の委員からのかんじはそういうことです。

- 議長 この人は花をしているからもう全然手が回らないでしょうね。
- 4番委員 花をしているのですか。
- 6番委員 3人以上が見ていればいい。
- 12番委員 8番委員、見ましたよね。
あそこはとてもじゃないけど、農地になるようなところではない。
- 8番委員 今、言うたようにこの3反をいっぺんにしていいかのどうかのことだけ。
- 4番委員 まあ、そんなかんじがするとすよな。
- 8番委員 3反だけ面積いっぺんに非農地としていいかどうかというのが引かかる
だけ。現状としてはもう山ですから。
- 14番委員 周囲の状況はどんなですか。
- 4番委員 周囲はみんな山ですね。北側は、元甘夏のみかん園だったけど、あそこは
もう非農地でもう山林にしてある。農地が外してある。
- 局長 29ページの図面見ていただくと分かりますけれども、申請地の北側です
ね。上になりますけど、ここがたぶん。
- 4番委員 甘夏のところ。
- 局長 甘夏が昔植えてあったところなのですけども、今もう農地ではない状態に
なっています。山状態。
- 12番委員 だからもう、周囲自体がもう全てもう荒廃地だからですよ。
- 7番委員 キャビアのチョウザメの飼育をしますよと言った。この右側がね。
- 6番委員 そうです。
- 議長 この上のほうは■■■の人たちが来ていたところですよ。
- 4番委員 そう、そう、そう。
上の甘夏の団地はですね。そして、ここのこっこの図面で絵が描いてあり

ますね。みかんの絵が。果樹のこの丸にちょっと、これは樹園地の印なんですけどそのすぐ下ですね。

○6番委員 非農地にできるところは非農地にしとった方がいい。また残ってしまう。

○4番委員 いや、それで、ちょっと聞きたいのですが、この非農地の証明はその一括でこう挙がってくると、例えば開パのような話なのですよ。一括でぽっと挙がってきたら非農地ですか。と言われたら少し責任が重たいようなかんじがするのですけど。そこだけ。ちょっと気になるのが。

○事務局 この申請に挙げた基準についてなんですけど、まず農振農用地についてはこの方法での申請は、まずできません。

○4番委員 これ農振じゃないの。

○事務局 いえ。農振じゃないです。白地であってこういった条件であれば農業委員さん3人以上の確認によって非農地に。

○4番委員 3人以上の確認。それが条件になっているわけ。

○事務局 はい、確認して非農地ということにできます。なので、開パとかそういったものに関しても最初からその非農地、申請自体を受け付けられませんのでそれらの心配はないかと思えます。

○4番委員 じゃ、これ昔は構造改善でもないわけですね。農振じゃないから。

○事務局 はい。

○4番委員 分かりました。

○議長 この2番の案件につきましては、7月に見ておるといようなことですがけれども。

○5番委員 ■■のところね。あそこは非農地よ。非農地よ。あの山を誰があのような山を造成するのか。非農地ですよ。いつまでも、調査する必要はないですよ。ね。

○6番委員 非農地できるならしたほうがええ。

○5番委員 開パはまだ広いからですね。面積がね。

○4番委員 もう、あとは山にして、宅地やらなんでもできるわ。太陽光でもなんでも

もちろん自由になります。

○議長 この2番の案件につきましては7月に確認済みというようなことでございますけれど、1番につきましては今回の農地パトロールで確認されておりますが、これ2番につきましてはどう取扱いしたらいいかおはかり致します。

○6番委員 3名の方の現地調査が終わっており、どの方も非農地と言われておりますので非農地でいいかと思えます。以上です。

○議長 非農地でよろしいじゃないかというような意見がありますけど、7月に現地を見られた方は、もう非農地ということで異議なしのようなところですね。

○12番委員 はい。私はそう思います。

○4番委員 あれ、みかんとかにはいいところだなと思って。

○議長 それでは採決いたします。
整理番号の1・2番、非農地ということで採決いたします。非農地ということで異議ありませんか。

(はい。)

異議なしということですので同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員ですので非農地ということで決定いたします。
それでは31ページですけどあっせんの申出が挙がっております。
じゃ、事務局お願いいたします。

○局長 ※あっせんの申出書を局長が朗読。

【申請者】出し手：■■■■■

 受け手：■■■■■

【土地表示】字：寺迫 地番：■■■■番■ 地目：田 面積：1,322 m²

【移動区分】売買

○議長 はい。これはあっせん委員は。

○事務局 会長と10番委員です。

○議長

じゃ、1番と10番ですね。
それでは、農地パトロールの報告、4班のほうからお願いいたします。

○4番委員

(内容省略)

○局長

ご起立ください。
以上をもちまして第8回定例農業委員会総会を閉会いたします。
一同礼。